

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 課税処分等取消等請求上告及び上告受理事件

国側当事者・香椎税務署長

平成21年7月14日棄却・不受理・確定

(第一審・福岡地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成19年4月27日判決、本資料257号-97・順号10706)

(控訴審・福岡高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年2月21日判決、本資料258号-42・順号10900)

## 決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

### 第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

### 第2 理由

#### 1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

#### 2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成21年7月14日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 堀籠 幸男

裁判官 藤田 宙靖

裁判官 那須 弘平

裁判官 田原 睦夫

裁判官 近藤 崇晴

## 当事者目録

上告人兼申立人	A株式会社
同代表者清算人	甲
同訴訟代理人弁護士	児玉 憲夫ほか
被上告人兼相手方	香椎税務署長 外矢 俊晴
同指定代理人	西川 英之